

国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）

京都議定書第12回締約国会合（CMP12）

パリ協定第1回締約国会合（CMA1）等

（概要と評価）

平成28年11月19日

日本政府代表団

11月7日から19日まで、モロッコ・マラケシュにおいて、国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）、京都議定書第12回締約国会合（CMP12）等が行われた。また、11月4日にパリ協定が発効したことを受けて、15日から18日までパリ協定第1回締約国会合（CMA1）が行われた。我が国からは、山本環境大臣、外務・経済産業・環境・財務・文部科学・農林水産・国土交通各省の関係者が出席した。

今次会合における日本政府の対応、具体的な成果及び評価は以下のとおり。

1. 会議の概要と日本政府の対応

今回のCOP22に際し、日本は、(i) 包摂性（inclusiveness）に基づく意思決定の確保、(ii) パリ協定の実施指針を巡る議論の推進、(iii) 日本の気候変動分野での国際的協力についての発信の3点を主な目的として臨んだ。これらの3点については、会議の各局面を通じておおむね達成できたと評価している。

(1) パリ協定の実施指針等に関する今後の交渉の進め方及び意思決定の方法について、日本は、協定の締結・未締結にかかわらず、引き続き全ての国が実施指針等の検討に参加し、包摂性を確保することを通じ、策定された指針等に当事者意識（ownership）を持つことが重要との考えを持って臨んだ。日本は11月8日にパリ協定を締結したが、政府代表団として、エスピノサ国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局長や議長国モロッコのメクアール多国間交渉担当大使等と意見交換を行った上、今後の作業に明確性を持たせるためにも交渉の手続を定めた簡潔なCMA決定及びCOP決定について合意すべきこと、その交渉のたたき台として議長国が決定案を作成すること等を提案した。

(2) パリ協定の実施指針等に関する具体的な議論においては、一部の途上国より、先進国と途上国との間でパリ協定に基づく取組に差異を設けるべ

きとの強い主張があり、これに反対する先進国との間で意見に隔たりが見られた。日本は、他の先進国とともに、全ての国の取組を促進する指針を策定する必要がある、先進国と途上国とを二分化した指針とすべきではないこと等を主張した。また、2018年までの指針等の策定に向けて速やかに技術的な作業を進めるため、2017年5月に開催される次回会合までの具体的な作業計画を策定すべきである旨主張した。

- (3) 気候変動に関する日本による国際協力の発信については、山本環境大臣は各国の閣僚級や国際機関のCEO等（EU、独、伊、モロッコ（COP22議長国）、中国、タイ、GEF、UNFCCC事務局長）との会談を開催した。また、「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」を11月11日に発表し、適応に関する国際連携を含め、気候変動対策に関する我が国の取組や意欲を発信するとともに、今後の協力について意見交換を行った。さらに、バイ会談等において、山本環境大臣は、各国が団結して温暖化対策に臨む力強いメッセージを出していくことが必要である旨述べ、その認識を各国閣僚等と共有した。あわせて、日本として、今後も中心的な役割を果たしていきたい旨伝えた。

パリ協定の実施に当たっては、国際的な協調の下、効果的な支援を展開していくことも重要であることから、山本環境大臣等は「NDCパートナーシップ」の設立イベント等、国際的なパートナーシップやイニシアティブ、各種イベントにも参加し、国内外の研究機関、支援機関等とも連携・協働し、パリ協定の実施を後押ししていく旨表明した。

また、日本政府としてジャパン・パビリオンと題するイベントスペースを設置し、「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」をはじめ、国、各種機関・組織、研究者等の取組の紹介や議論を行うイベントを多数開催し、気候変動対策に関する我が国の貢献等について紹介した。

- (4) 山本環境大臣は、閣僚級会合での演説において、パリ協定の早期発効を歓迎し、各国の熱意と努力に敬意を表すとともに、我が国も11月8日には締結手続きを完了し、我が国として、積極的にパリ協定のルール作りに貢献していくことを表明した。また、地球温暖化対策計画を閣議決定したことに加え、今後の長期戦略や途上国支援に係る取組についての姿勢を示し、さらに気候変動対策における政治的なリーダーシップが今以上に重要となることを実感している旨述べた。

- (5) 気候資金については、「資金に係る隔年ハイレベル閣僚対話」では、適応

資金について活発な議論が行われた。日本からは、適応においては特に防災の観点から力を入れており、仙台防災枠組を通じて貢献してきたこと、また適応資金の強化に向け、各国にある日本大使館を通じて約30の途上国と気候変動交渉官を交え、より良い案件形成に向けた対話を行っている旨発言した。また、「促進的対話」においては、透明性に関する能力開発イニシアティブ（Capacity Building Initiative for Transparency : CBIT）について、日本もCBITを通じた着実な支援を重視しており、現在CBITに対する資金拠出を真剣に検討中である旨発言し、CBITに関する共同声明を関係国と共に発表した。

- (6) パリ協定の重要な柱の一つである市場メカニズムに関し、日本は、二国間クレジット制度（JCM）に署名した16か国が一堂に会する「第4回JCMパートナー国会合」を開催した。その場で16か国の代表者とJCMクレジットの発行を含むJCMの進捗を歓迎し、JCMをさらに推進していくことを確認した。また、ドイツと日本が共同議長となり、本年6月に「炭素市場プラットフォーム第1回戦略対話」を東京で開催したことを受けて、その概要の紹介や今後のプラットフォームの方向性等について議論するサイドイベントを開催した。

2. 会議の具体的な成果

- (1) パリ協定の実施指針等に関するCMA1開催後の交渉の進め方については、我が国が重視していた包摂性が確保されたほか、実施指針等を2018年までに策定することが合意された。今後の交渉の進め方について、具体的には次の手続がCMA決定及びCOP決定に規定された。
- (i) 引き続き全ての国が参加する形で実施指針等の交渉を行う。
 - (ii) 2017年にCMA1を一度再開し、作業の現状確認を行った上、再び中断する。
 - (iii) 2018年にCMA1を改めて再開し、実施指針等を選択する。
- (2) パリ協定特別作業部会（APA）等におけるパリ協定の実施指針等に関する検討については、緩和、市場メカニズム、適応、透明性、グローバルストックテイク等それぞれについて、来年以降技術的な作業を効率よく進めるため、次回交渉までの期間に行う具体的な作業が決定された。また、今次会合においては、指針等によってどのような制度を構築すべきか等について各国より様々な見解が示され、これらをもとにして、先進国と途上国の能力の違いをどのように考慮すべきか等、議題ごとに今後の議

論の論点がまとめられた。

- (3) 資金については、本年の資金に係る第2回隔年報告書作成等の成果を歓迎するとともに、更なる議論を行っていく上での論点整理や方向付けを行った。例えば、資金の捕捉に係る方法論の議論については、ワークショップや交渉会合を通じて、気候資金の捕捉のあり方について率直な意見交換が行われ、重要な要素を確認する等、第46回補助機関会合(SB46)で引き続き透明性向上に向けた前向きな議論を行う上での足がかりを作ることができた。また、本年10月のプレCOPで発表した「Roadmap to \$100 billion」については、先進国が主体的に提出したことについて途上国から歓迎された。
- (4) 議長国モロッコより、各国に対して気候変動対策を呼びかける文書(「マラケシュ行動宣言」)が発出された。自治体や企業等の非政府主体の行動を強化するための「グローバルな気候行動に関するハイレベルイベント」では、更なる取組強化を目指し、「マラケシュ・パートナーシップ」の設立が発表された。また、政府及び非政府主体の長期的視野に立った具体的な行動を後押しするための「長期目標達成に向けた2050年までの道筋プラットフォーム」の設立イベントが開催され、我が国も参加を表明した。
- (5) その他、損失及び損害に関するワルシャワ国際メカニズムのレビュー、能力開発に関するパリ委員会、技術メカニズムと条約の資金メカニズムの連携等に関するCOP/CMP決定が採択された。
- (6) 次回COP23は、フィジーが議長国となり、2017年11月にドイツ・ボンで開催されることとなった。

3. 評価

上述の通り、今回のCOP22を通じて、日本が目指していた3点の目標はおおむね達成できたと評価できる。また、パリ協定の早期発効及びCMA1の開催を歓迎するとともに、全ての国が関与する形で今後も交渉が行われることとなったことが高く評価される。実施指針等に関する議論を促進する観点から、採択の期限が2018年に決まったことも重要な成果である。ただし、一部途上国より、先進国のみの取組を求めるべきとのパリ協定採択以前の主張が繰り返されたこ

と等により、今次会合においては主張の違いが明確になったことから、今後どのように建設的かつ速やかに議論を進めていくかが課題となる。

なお、会合期間中の9日に米大統領選においてトランプ氏が当選したことを受け、今次会合においては、来年発足する次期政権の気候変動政策に関係国の関心が集まった。多くの参加国からは、国際社会においてきわめて重要な課題である気候変動問題の解決に向けて、今後も国際的な協力の下、前進していくべき旨が表明された。

(了)



Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice

Forty-fifth session

Marrakech, 7–14 November 2016

Agenda item 12(a)

Matters relating to Article 6 of the Paris Agreement

**Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2,
of the Paris Agreement**

**Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6,
paragraph 2, of the Paris Agreement**

Draft conclusions proposed by the Chair

1. The Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA), pursuant to decision 1/CP.21, paragraph 36, continued its work on the development of the guidance referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement.
2. The SBSTA noted the importance of Article 6, paragraph 1, to its work.
3. The SBSTA also noted that Parties engaged in a productive exchange of views on Article 6, paragraphs 2 and 3, of the Paris Agreement and decision 1/CP.21, paragraph 36, throughout this session and focused on establishing a common understanding of the matters related to the guidance referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement, while continuing to ensure balanced progress, maintained between all three different sub-agenda items (12(a), 12(b) and 12(c)).
4. The SBSTA invited Parties to submit, by 17 March 2017, their views on, inter alia, the elements to be addressed, including their operationalization, in the guidance referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement,¹ overarching issues, and relationships between Article 6, paragraph 2, and other provisions of the Paris Agreement, the Convention and its related legal instruments, as relevant.
5. The SBSTA requested the secretariat to organize a roundtable discussion among Parties based on the submissions, in conjunction with SBSTA 46 (May 2017) while ensuring broad participation of developing and developed countries.
6. The SBSTA took note of the estimated budgetary implications of the activities to be undertaken by the secretariat referred to in paragraph 5 above. It requested that the actions of the secretariat called for in these conclusions be undertaken subject to the availability of financial resources.

¹ Parties should submit their views via the submission portal at <<http://www.unfccc.int/5900>>.

7. The SBSTA agreed to continue its consideration of this matter at SBSTA 46.



United Nations

ADVANCE VERSION

FCCC/SBSTA/2016/L.29



Framework Convention on
Climate Change

Distr.: Limited
12 November 2016

Original: English

Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice

Forty-fifth session

Marrakech, 7–14 November 2016

Agenda item 12(b)

Matters relating to Article 6 of the Paris Agreement

Rules, modalities and procedures for the mechanism established by

Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement

Rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement

Draft conclusions proposed by the Chair

1. The Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA), pursuant to decision 1/CP.21, paragraph 38, continued its work on the development of the rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement.
2. The SBSTA noted the importance of Article 6, paragraph 1, to its work.
3. The SBSTA also noted that Parties engaged in a productive exchange of views on Article 6, paragraphs 4–6, of the Paris Agreement and decision 1/CP.21, paragraphs 37 and 38, throughout this session and focused on establishing a common understanding of the matters related to the rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement, while continuing to ensure balanced progress, maintained between all three different sub-agenda items (12(a), 12(b) and 12(c)).
4. The SBSTA invited Parties to submit, by 17 March 2017, their views on, inter alia, the elements to be addressed, including their operationalization, in the rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement,¹ overarching issues, and relationships between Article 6, paragraphs 4–6, and other provisions of the Paris Agreement, the Convention and its related legal instruments, as relevant.
5. The SBSTA requested the secretariat to organize a roundtable discussion among Parties based on the submissions, in conjunction with SBSTA 46 (May 2017) while ensuring broad participation of developing and developed countries.

¹ Parties should submit their views via the submission portal at <<http://www.unfccc.int/5900>>.

6. The SBSTA took note of the estimated budgetary implications of the activities to be undertaken by the secretariat referred to in paragraph 5 above. It requested that the actions of the secretariat called for in these conclusions be undertaken subject to the availability of financial resources.

7. The SBSTA agreed to continue its consideration of this matter at SBSTA 46.



United Nations

ADVANCE VERSION

FCCC/SBSTA/2016/L.30



Framework Convention on
Climate Change

Distr.: Limited
12 November 2016

Original: English

Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice

Forty-fifth session

Marrakech, 7–14 November 2016

Agenda item 12(c)

Matters relating to Article 6 of the Paris Agreement

Work programme under the framework for non-market approaches referred to in Article 6, paragraph 8, of the Paris Agreement

Work programme under the framework for non-market approaches referred to in Article 6, paragraph 8, of the Paris Agreement

Draft conclusions proposed by the Chair

1. The Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice (SBSTA), pursuant to decision 1/CP.21, paragraphs 39 and 40, continued its work on the work programme under the framework for non-market approaches to sustainable development defined in Article 6, paragraph 9, of the Paris Agreement.
2. The SBSTA noted the importance of Article 6, paragraph 1, to its work.
3. The SBSTA also noted that Parties engaged in a productive exchange of views on Article 6, paragraphs 8 and 9, of the Paris Agreement and decision 1/CP.21, paragraphs 39 and 40, throughout this session and focused on establishing a common understanding of the matters related to the work programme referred to in decision 1/CP.21, paragraphs 39 and 40, while continuing to ensure balanced progress, maintained between all three different sub-agenda items (12(a), 12(b) and 12(c)).
4. The SBSTA invited Parties to submit, by 17 March 2017, their views on, inter alia, the elements to be addressed, including their operationalization, in the decision on the work programme on the framework for non-market approaches to sustainable development defined in Article 6, paragraph 9, of the Paris Agreement,¹ overarching issues, and relationships between Article 6, paragraphs 8 and 9, and other provisions of the Paris Agreement, the Convention and its related legal instruments, as relevant.
5. The SBSTA requested the secretariat to organize a roundtable discussion among Parties based on the submissions, in conjunction with SBSTA 46 (May 2017) while ensuring broad participation of developing and developed countries.

¹ Parties should submit their views via the submission portal at <<http://www.unfccc.int/5900>>.

6. The SBSTA took note of the estimated budgetary implications of the activities to be undertaken by the secretariat referred to in paragraph 5 above. It requested that the actions of the secretariat called for in these conclusions be undertaken subject to the availability of financial resources.

7. The SBSTA agreed to continue its consideration of this matter at SBSTA 46.

二国間クレジット制度(JCM)における最初のクレジットが発行されました

平成 28 年 5 月 13 日 (金)
環境省地球環境局地球温暖化対策課
市場メカニズム室
代表：03-3581-3351 直通：03-5521-8354
室長：小笠原 靖 (内線 7716)
国際企画官：水野 勇史 (内線 6757)
室長補佐：伊藤 貴輝 (内線 6728)
係長：鳥居 直樹 (内線 6796)
主任：古井 秀治 (内線 7736)
主任：和田 正道 (内線 6783)

- 本日、日本とインドネシアで実施している二国間クレジット制度(JCM)において、JCM の開始以降初めてクレジットが発行されました。2件の冷凍設備等の省エネルギープロジェクトにおいて温室効果ガスの排出削減が実現され、発行されるクレジットは合計で 40 トンです。
- 環境省ではこれまでに 58 件の排出削減・吸収プロジェクトを実施しており、これらの事業からの削減量は年間約 30 万トンと見込まれます。
- 今後も、優れた低炭素技術による世界全体の温室効果ガスの排出削減を実現するため、JCM をより一層推進していきます。

本年4月22日、日・インドネシア間のJCMにおいて登録されている2件のプロジェクトのプロジェクト実施者より、JCM 合同委員会に対してクレジットの発行について申請が行われました(申請の段階において、それぞれ第三者機関による検証(verification)を実施済み)。その後、5月12日にJCM 合同委員会においてJCM クレジットの発行が決定され、両国政府に対して、それぞれが発行すべきJCM クレジットの量が通知されました。

これを受けて、5月13日、日本政府は2013年のJCMの開始以降初めてJCM クレジットを発行しました。決定されたクレジット発行量は、2件のプロジェクトの合計で40トンであり、そのうち31トンを日本で発行しました。なお、2件のプロジェクトはいずれも環境省JCM 設備補助事業の採択案件で、同事業では発行されたクレジット量のうち1/2以上を日本政府に納入することになっており、日本政府として27トンのクレジットを獲得しました(各プロジェクトの概要については、参考資料1をご参照ください)。

環境省では、今回クレジットが発行されたプロジェクトを含めて合計で58件の排出削減・吸収プロジェクトをJCM 資金支援事業として実施しています。今後、これらのプロジェクトについて順次、合同委員会に対するJCM プロジェクトとしての登録やクレジット発行に関する申請が行われる予定です(58件のプロジェクトについては、参考資料2をご参照ください)。

クレジットの発行状況

プロジェクト名	プロジェクト概要	クレジット発行対象期間	クレジット発行量 (tCO2)	うち日本政府への発行量 (tCO2)
食品工場の冷凍倉庫における高効率冷却装置の導入	高効率冷凍機の導入による食品工場の冷凍倉庫における冷却装置を省エネルギー化。また、自然冷媒を用いることで、省エネと同時にノンフロン化を実現し温室効果ガス排出量を低減。	2015年2月2日～ 2015年7月31日 (約6か月間)	29	20 (約69%)
食品工場の急速冷凍施設における高効率冷却装置の導入	高効率冷凍機の導入による食品工場の急速冷凍施設における冷却装置を省エネルギー化。また、自然冷媒を用いることで、省エネと同時にノンフロン化を実現し温室効果ガス排出量を低減。	2015年2月2日～ 2015年7月31日 (約6か月間)	11	7 (約64%)
合計			40	27 (約68%)

(参考1:これまでに登録された JCM プロジェクト一覧)

登録順番	国名	プロジェクト名	プロジェクト実施者 (日本側)	プロジェクト実施者 (パートナー国側)
1	インドネシア	工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減(フェーズ1)	荏原冷熱システム(株)、 日本工営(株)	PT. Primatexco Indonesia
2	インドネシア	食品工場の冷凍倉庫における高効率冷却装置の導入	(株)前川製作所	PT. Adib Global Food Supplies、 PT. Mayekawa Indonesia
3	インドネシア	食品工場の急速冷凍施設における高効率冷却装置の導入	(株)前川製作所	PT. Adib Global Food Supplies、 PT. Mayekawa Indonesia
4	パラオ	島嶼国の商用施設への小規模太陽光発電システムの導入	パシフィックコンサルタンツ(株)、 (株)InterAct	Western Caroline Trading Company、 Surangel and Sons Company
5	モンゴル	ウランバートル市第118学校への高効率熱供給ボイラの新設	(株)数理計画	Anu-Service Co., Ltd
6	モンゴル	ボルヌール郡への高効率熱供給ボイラの新設による熱供給	(株)数理計画	Anu-Service Co., Ltd

		システムの集約化		
7	ベトナム	デジタルタコグラフを用いたエコドライブ	日本通運(株)	Nippon Express (Viet Nam) Co., Ltd
8	ベトナム	国営病院における省エネ/環境改善によるグリーンホスピタル促進事業	三菱電機(株)、三菱商事(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	Energy Conservation Center Ho Chi Minh City
9	インドネシア	省エネ型ターボ冷凍機を利用した工場設備冷却の導入	荏原冷熱システム(株)、日本工営(株)	PT. Nikawa Textile Industry
10	インドネシア	工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減(フェーズ2)	荏原冷熱システム(株)、日本工営(株)	PT. Primatexco Indonesia

(参考2:JCM 概要)

二国間クレジット制度は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用するもの。現在、JCM が正式に開始された国は、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー及びタイの 16 か国です。また、フィリピンと JCM 構築に向けた協議を行っています。

(参考サイト <http://mmechanisms.org/initiatives/index.html>)

(参考3: JCM 資金支援事業)

環境省が実施している JCM 資金支援事業は、JCM 設備補助事業(JICA など政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した資金支援を含む)、アジア開発銀行(ADB) 拠出金(JCM 日本基金)及び REDD+補助事業を指します。

このうち JCM 設備補助事業は、民間企業が JCM パートナー国に低炭素技術を導入するプロジェクトの初期投資の一部を補助し、その排出削減・吸収量のうち 1/2 以上を JCM クレジットとして獲得するものです。今般クレジットが発行された 3 プロジェクトは、JCM 設備補助事業として資金支援を受けています。

資料

参考資料1、2については下記 URL をご参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

二国間クレジット制度(JCM)のクレジットが発行されました

平成 28 年 9 月 30 日 (金)	
環境省地球環境局地球温暖化対策課	
市場メカニズム室	
代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8354
室長	成田浩司 (内線 7716)
国際企画官	水野勇史 (内線 6757)
室長補佐	伊藤貴輝 (内線 6728)

本日、モンゴルで実施されている JCM プロジェクトで、JCM クレジットが発行されました。これは、効率的な熱供給ボイラーを導入する2件のプロジェクトで、温室効果ガスの排出削減が実現され、発行されるクレジットは合計で 157 トン(約8カ月分)です。

環境省ではこれまでに 85 件の排出削減・吸収プロジェクトを実施しており、これらの事業からの削減量は年間約 45 万トンと見込まれます。今後も、優れた低炭素技術による世界全体の温室効果ガスの排出削減を実現するため JCM をより一層推進していきます。

本年9月 26 日、日本・モンゴル間の JCM プロジェクトとして登録されている2件のプロジェクト実施者から、JCM の日本・モンゴル合同委員会に対してクレジットの発行申請が行われました(申請の段階で第三者機関による検証を実施済み)。その後、9月 29 日にモンゴルのウランバートルで開催された第4回合同委員会の中で、JCM クレジットの発行が決定され、両国政府に対して、それぞれが発行すべき JCM クレジットの量が通知されました。

これを受けて、本日、日本政府は2件のプロジェクトの合計で 157 トンのクレジットを発行しました(発行対象期間は約8カ月分)。なお、2件のプロジェクトはいずれも環境省 JCM 設備補助事業の採択案件で、同事業では発行されたクレジット量のうち 1/2 以上を日本政府に納入することになっており、日本政府として 109 トンのクレジットを獲得しました(プロジェクトの概要は、参考資料 1 をご参照ください)。また環境省では、今回クレジットが発行されたプロジェクトを含めて合計で 85 件の排出削減・吸収プロジェクトを JCM 資金支援事業として実施しています。今後、これらのプロジェクトについて順次、合同委員会に対する JCM プロジェクトとしての登録やクレジット発行に関する申請が行われる予定です(85 件のプロジェクトについては、参考資料 2 をご参照ください)。

クレジットの発行状況

プロジェクト名	プロジェクト概要	クレジット発行対象期間	クレジット発行量 (tCO2)	クレジット		
				うち日本政府	うち日本企業	うちモンゴル政府
ウランバートル市第118学校への高効率熱供給ボイラの新設	学校で、旧型の熱供給ボイラ(Heat Only Boiler: HOB)に代わり、最新型の高効率HOBを導入し(300kW×2台)、暖房用温水を供給する。	2015年9月20日～ 2016年5月15日 (約8カ月)	50	35	5	10
ボルヌール郡への高効率熱供給ボイラの新設による熱供給システムの集約化	複数の施設ごとに使われている旧型のHOBに代わり、高効率HOBを集約的に導入し(650kW×3台)、暖房用温水を供給する。HOBは集中制御システムにより運転管理を行う。	2015年9月15日～ 2016年5月2日 (約8カ月)	107	74	11	22
合計			157	109 (約69%)	16 (約10%)	32 (約20%)

【参考1 これまでに登録された JCM プロジェクト一覧】

登録 順番	国名	プロジェクト名	プロジェクト実施者 (日本側)	プロジェクト実施者 (パートナー国側)
1	インド ネシア	インドネシアの工場空調及びプ ロセス冷却用のエネルギー削減	荏原冷熱システム (株)、日本工営(株)	PT. Primatexco Indonesia
2	インド ネシア	食品工場の冷凍倉庫における高 効率冷却装置の導入	(株)前川製作所	PT. Adib Global Food Supplies、PT. Mayekawa Indonesia
3	インド ネシア	食品工場の急速冷凍施設にお ける高効率冷却装置の導入	(株)前川製作所	PT. Adib Global Food Supplies、PT. Mayekawa Indonesia
4	パラオ	島嶼国の商用施設への小規模 太陽光発電システムの導入	パシフィックコンサルタ ンツ(株)、 (株)InterAct	Western Caroline Trading Company、Surangel and Sons Company
5	モンゴ ル	ウランバートル市第 118 学校へ の高効率熱供給ボイラの新設	(株)数理計画	Anu-Service Co., Ltd
6	モンゴ ル	ボルヌール郡への高効率熱供給 ボイラの新設による熱供給シス テムの集約化	(株)数理計画	Anu-Service Co., Ltd
7	ベトナ ム	デジタルタコグラフを用いたエコ ドライブ	日本通運(株)	Nippon Express (Viet Nam) Co., Ltd
8	ベトナ ム	国営病院における省エネ/環境 改善によるグリーンホスピタル促 進事業	三菱電機(株)、三菱商 事(株)、三菱UFJモル ガン・スタンレー証券 (株)	Energy Conservation Center Ho Chi Minh City
9	インド ネシア	省エネ型ターボ冷凍機を利用し た工場設備冷却の導入	荏原冷熱システム (株)、日本工営(株)	PT. Nikawa Textile Industry
10	インド ネシア	工場空調及びプロセス冷却用の エネルギー削減(フェーズ 2)	荏原冷熱システム (株)、日本工営(株)	PT. Primatexco Indonesia
11	ベトナ ム	BEMS 開発によるホテル省エネ	日比谷総合設備(株)、 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券(株)	Hochiminh City University of Natural Resources and Environment
12	ベトナ ム	南部地域の送配電網におけるア モルファス高効率変圧器の導入	裕幸計装(株)	EVN Southern Power Corporation
13	インド ネシア	コンビニエンスストアの省エネ	(株)ローソン	PT. MIDI UTAMA INDONESIA Tbk
14	パラオ	島嶼国の学校への小規模太陽 光発電システムの導入	パシフィックコンサルタ ンツ(株)	Palau Adventist Schools
15	パラオ	島嶼国の商用施設への小規模 太陽光発電システムの導入 II	パシフィックコンサルタ ンツ(株)	Western Caroline Trading Company、Palau Investment and Development Company

【参考2 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism:JCM)とは】

JCM は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用するものです。

JCM のパートナー国は、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー及びタイの 16 カ国です。

JCM によって、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により、2030 年度までの累積で 5,000 万から 1 億 t-CO₂ の国際的な排出削減・吸収量を見込んでいます。

※参考 1、2 の詳細はこちら <http://mmechanisms.org/initiatives/index.html>

【参考3 COP21 首脳会合 安倍総理スピーチ ※抜粋 平成 27 年 11 月 30 日】

先進的な低炭素技術の多くは、途上国にとってなかなか投資回収を見込みにくいものです。日本は、二国間クレジット制度などを駆使することで、途上国の負担を下げながら、画期的な低炭素技術を普及させていきます。

※スピーチ全体はこちら http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/1130speech.html

炭素市場プラットフォームの概要

○2015年6月にドイツ・エルマウにて開催されたG7サミットの首脳宣言において、低炭素成長に向けた投資を喚起するため、炭素市場及び規制措置等に係る戦略対話のためのプラットフォームを設置することを決定。

(参考) 2015年G7サミット首脳宣言(抜粋)

“In order to incentivize investments towards low-carbon growth opportunities we commit to the long-term objective of applying effective policies and actions throughout the global economy, including carbon market-based and regulatory instruments and call on other countries to join us. We are committed to establishing a platform for a strategic dialogue on these issues based on voluntary participation and in cooperation with relevant partners, including the World Bank.”

○2015年12月、フランスにおけるCOP21のサイドイベントにおいて当該プラットフォームについて紹介。翌2016年に第一回戦略対話を東京で開催すること、当該対話の共同議長を日本とドイツが務めることを発表。

○2016年5月26日・27日に開催されたG7伊勢志摩サミットの首脳宣言において、当該プラットフォームの設置と東京での第一回戦略対話の開催を歓迎。

(参考) 首脳宣言の現時点における文言案

“We welcome the establishment of the Carbon Market Platform and its first strategic dialogue to be held in Tokyo.”

○第1回戦略対話を、2016年6月16日・17日に東京において開催。共同議長は、日本環境省及びドイツ環境省の局長クラス。豪州、NZ、インドネシア、ベトナム等G7以外の国々、世界銀行、UNFCCC事務局といった国際機関も参加。

○2016年11月、モロッコでのCOP22のサイドイベントで、同年の活動状況について報告。来年は、ドイツとイタリアが共同議長を務めることを発表。

外務省、環境省 同時発表

平成 28 年 6 月 17 日

炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話を開催しました

炭素市場に関する戦略的な対話の場として、6 月 16 日、17 日に「炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話」を東京で開催しました。

本会議は、炭素市場等について各国間でオープンな対話を実施することを目的としており、会議においては、炭素市場プラットフォームが政治的推進力となり、各国の方針や状況を考慮しつつ、炭素市場の開発を世界的に支援することが強調されました。

1. 経緯

平成 27 年 6 月に開催された G7 エルマウ・サミットの首脳宣言では、「低炭素成長の機会への投資にインセンティブを与えるため、我々は、世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制手法などを含む効果的な政策と行動を適用するとの長期的な目標にコミットし、他国に対して、我々に加わるよう要請する。我々は、世界銀行を含む関連するパートナーとの緊密な協力の下、自主的参加に基づく、これらに関する戦略的な対話の場を設立することにコミットする」ことが示されました。G7 伊勢志摩サミット首脳宣言においても、本戦略対話の開催について言及されています。

今般、ドイツと平成 28 年の G7 議長国である日本が共同議長となり、平成 28 年 6 月 16 日(木)ー17 日(金)に東京において「炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話」を開催しました。第 1 回戦略対話においては、G7 各国に加えて、炭素市場の活用に取り組んでいる国や国際機関等も参加しました。その結果は以下のとおりです。

2. 日時

日時:平成 28 年 6 月 16 日(木)9:00~17:00、17 日(金)8:30~13:00

3. 場所

場所:第一ホテル東京(東京都港区新橋 1-2-6)

4. 主催

日本側:環境省、経済産業省、外務省

ドイツ側:環境・自然保護・建設・原子炉安全省

5. 参加国・国際機関等(16 各国、4 国際機関等)

G7: 日本、ドイツ、米国、英国、フランス、イタリア、カナダ、EU

G7 以外の国: オーストラリア、チリ、インドネシア、韓国、ニュージーランド、セネガル、スイス、ベトナム

国際機関等: 世界銀行、OECD(経済協力開発機構)、UNFCCC 事務局(気候変動に関する国際連合枠組条約事務局)、ICAP(国際炭素行動パートナーシップ)

6. 結果概要(共同議長報道発表の仮訳)

2016 年 6 月 16-17 日、オーストラリア、カナダ、チリ、EU、フランス、ドイツ、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ニュージーランド、セネガル、スイス、英国、米国、ベトナム、ICAP、OECD、UNFCCC 事務局及び世界銀行から参加者を得て、東京(日本)で炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話が開催された。本プラットフォームは、2015 年 6 月のドイツのエルマウで開催された G7 サミットの首脳宣言に基づき設立されている。

首脳宣言は、今世紀中の世界経済の脱炭素化のため、世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であることを強調している。また、世界規模の低炭素発展の道を進むため、世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制的手法などを含む効果的な政策と行動を適用するとの長期的な目標にコミットするとともに、これらに関する戦略的な対話を行うための政治的プラットフォームを設立することを決定した。

本プラットフォームの目的は、各国間で気候変動政策についてのオープンな戦略対話を実施することであり、国内及び国際的なレベルで政治的及び制度的なギャップを特定するとともに、各国が新たに協力して協調的に取り組んでいく場を提供するものである。

本戦略対話は、日本国環境省の梶原成元地球環境審議官とドイツ連邦共和国環境・自然保護・建設・原子炉安全省のカルステン・ザッハ気候変動欧州国際政策局長が共同議長を務めた。

戦略対話において、参加者は、各国が決定する貢献(NDC)の中での炭素市場やカーボン・プライシング、規制的手法に関するそれぞれの経験を紹介するとともに、様々な国内対策への理解促進、これらの対策の原動力と課題の明確化、最良な事例の特定、及び環境十全性の向上や効率の向上、国際競争力への懸念の低下に向けた新たな政策的協調の可能性の探求のため、議論を行った。

また参加者は、国際的に移転される緩和の成果(ITMOs)や国連が主導するクレジットを各国の目標達成に活用できることを規定したパリ協定第 6 条についても議論を行い、炭素市場を活用する際に、環境に配慮した費用対効果の高い緩和成果を得るために必要なガイドライン・規則・手順・最良な事例の UNFCCC における策定プロセス

に対して、本プラットフォームがどのように支援又は補完できるかについて議論を行った。

これらの議論を通じて、炭素市場プラットフォームが政治的推進力となり、究極的には、各国の方針や状況を考慮しつつ、確固とした持続可能な炭素市場の開発を世界的に支援できることが強調された。また、政治的推進力を発揮し続けるためには局長級の政策立案者による継続的な対話が不可欠であり、このような対話は専門家レベルでの準備作業により支えられるべきであることが強調された。

これらを踏まえ、第 2 回戦略対話は、イタリアとドイツが共同議長となり、2017 年にイタリアで開催され、各参加国の気候変動戦略における多様なアプローチを包含しつつ、均衡のとれた参加を確保する予定である。

第 1 回戦略対話の概要は、マラケシュ(モロッコ)で開催される COP22 のサイドイベントで紹介する予定である。

(参考 1: G7 エルマウ・サミット首脳宣言(仮訳) 抜粋)

低炭素成長の機会への投資にインセンティブを与えるため、我々は、世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制手法などを含む効果的な政策と行動を適用するとの長期的な目標にコミットし、他国に対して、我々に加わるよう要請する。我々は、世界銀行を含む関連するパートナーとの緊密な協力の下、自主的参加に基づき、これらに関する戦略的な対話の場を設立することにコミットする。

(参考 2: G7 伊勢志摩サミット首脳宣言(仮訳) 抜粋)

我々は、国内政策及びカーボン・プライシング(炭素の価格付け)などの手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識する。我々は、炭素市場プラットフォームの設立及び東京で開催予定のその最初の戦略的対話を歓迎する。

(参考 3: パリ協定第 6 条(仮訳) 抜粋)

2 締約国は、国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組に任意に従事する際には、持続可能な開発を促進し、並びに環境の保全及び透明性(管理におけるものを含む。)を確保するものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に適合する確固とした計算方法(特に二重の計上の回避を確保するためのもの)を適用する。

3 この協定に基づく国が決定する貢献を達成するための国際的に移転される緩和の成果の利用は、任意で行い、参加する締約国が承認する。

4 この協定により、温室効果ガスの排出に関する緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援す

る制度を、締約国が任意で利用するため、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導の下で設立する。当該制度は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が指定する機関の監督を受けるものとし、次のことを目的とする。

(a) 持続可能な開発を促しつつ、温室効果ガスの排出に関する緩和を促進すること。

(b) 締約国により承認された公的機関及び民間団体による温室効果ガスの排出に関する緩和への参加を奨励し、及び促進すること。

(c) 受入締約国(他の締約国が国が決定する貢献を履行するために用いることもできる排出削減量を生ずる緩和に関する活動により利益を得ることとなるもの)における排出量の水準の削減に貢献すること。

(d) 世界全体の排出における総体的な緩和を行うこと。

5 受入締約国は、4 に規定する制度から生ずる排出削減量について、他の締約国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いる場合には、当該受入締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いてはならない。

6 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、4 に規定する制度に基づく活動からの収益の一部が、運営経費を支弁するために及び気候変動の悪影響を著しく受けやすい開発途上締約国が適応するための費用を負担することについて支援するために用いられることを確保する。

7 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、4 に規定する制度に関する規則、方法及び手続を採択する。

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局地球環境連携室長 永澤

担当者：長田、石塚

電話：03-3501-1511(内線 3529～30)

03-3501-1757(直通)

03-3501-7697(FAX)

外務省・環境省 同時発表

平成 28 年 11 月 18 日

COP22 で炭素市場プラットフォームに関するサイドイベントを開催しました

日本政府は、11 月 17 日に、モロッコのマラケシュで開催されている「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)第 22 回締約国会議(COP22)」の日本パビリオンにおいて、「炭素市場プラットフォームに関する COP22 サイドイベント」を開催しました。

1. 概要

日本政府は、11 月 17 日に、モロッコのマラケシュで開催されている「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)第 22 回締約国会議(COP22)」の日本パビリオンにおいて、「炭素市場プラットフォームに関する COP22 サイドイベント」を開催しました。

本会合は、ドイツと日本が共同議長となり、6 月 16 日および 17 日に「炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話」を東京で開催したことを受けて、その概要の紹介や今後のプラットフォームの方向性等についての議論が行われました。

第 2 回戦略対話は、イタリアとドイツが共同議長となり、2017 年にイタリアで開催される予定です。

(開催概要)

【日時】平成 28 年 11 月 17 日(木)10:30~11:30(現地時間)

【場所】COP22 の会場内に設置された日本パビリオン(モロッコ・マラケシュ)

【主催】日本側:環境省、経済産業省、外務省

ドイツ側:環境・自然保護・建設・原子炉安全省

2. 本イベントの開催経緯

2015 年 6 月に開催された G7 エルマウ・サミットの首脳宣言では、「世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制手法などを含む効果的な政策と行動を適用する」こと等に関する戦略的な対話の場を設立することが示されました。G7 伊勢志摩サミット首脳宣言においても、本戦略対話の開催について言及されています。

これを受けて、ドイツと 2016 年の G7 議長国である日本が共同議長となり、平成 28 年 6 月 16 日および 17 日に東京において「炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話」を開催しました。

今般、第 1 回戦略対話の概要を紹介するとともに、今後のプラットフォームの方向性や期待される役割等を議論するため、本サイドイベントを開催しました。

3. 結果概要

- 本プラットフォームは、炭素市場等に係る政治的な意思と技術的な知見をつなぐ架け橋であるとの共通認識に至った。

- 政治的推進力を発揮し続けるためには、政策立案者による継続的な対話が不可欠であることが再認識された。
- 2017年にイタリアで開催される第2回戦略対話(共同議長:イタリア、ドイツ)において、今後の炭素市場等の一層の活用に向けて、各国間の連携を強化することが確認された。

(参考 1: G7 エルマウ・サミット首脳宣言(仮訳) 抜粋)

低炭素成長の機会への投資にインセンティブを与えるため、我々は、世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制手法などを含む効果的な政策と行動を適用するとの長期的な目標にコミットし、他国に対して、我々に加わるよう要請する。我々は、世界銀行を含む関連するパートナーとの緊密な協力の下、自主的参加に基づく、これらに関する戦略的な対話の場を設立することにコミットする。

(参考 2: G7 伊勢志摩サミット首脳宣言(仮訳) 抜粋)

我々は、国内政策及びカーボン・プライシング(炭素の価格付け)などの手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識する。我々は、炭素市場プラットフォームの設立及び東京で開催予定のその最初の戦略的対話を歓迎する。

(参考 3: 第1回戦略対話の結果概要)

2016年6月16-17日、オーストラリア、カナダ、チリ、EU、フランス、ドイツ、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ニュージーランド、セネガル、スイス、英国、米国、ベトナム、ICAP、OECD、UNFCCC 事務局及び世界銀行から参加者を得て、東京(日本)で炭素市場プラットフォーム第1回戦略対話が開催された。本プラットフォームは、2015年6月のドイツのエルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言に基づき設立されている。

首脳宣言は、今世紀中の世界経済の脱炭素化のため、世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であることを強調している。また、世界規模の低炭素発展の道を進むため、世界経済全体に炭素市場ベースの手法や規制的手法などを含む効果的な政策と行動を適用するとの長期的な目標にコミットするとともに、これらに関する戦略的な対話を行うための政治的プラットフォームを設立することを決定した。

本プラットフォームの目的は、各国間で気候変動政策についてのオープンな戦略対話を実施することであり、国内及び国際的なレベルで政治的及び制度的なギャップを特定するとともに、各国が新たに協力して協調的に取り組んでいく場を提供するものである。

本戦略対話は、日本国環境省の梶原成元地球環境審議官とドイツ連邦共和国環境・自然保護・建設・原子炉安全省のカルステン・ザッハ気候変動欧州国際政策局長が共同議長を務めた。

戦略対話において、参加者は、各国が決定する貢献(NDC)の中での炭素市場やカーボン・プライシング、規制的手法に関するそれぞれの経験を紹介するとともに、様々な国内対策への理解促進、これらの対策の原動力と課題の明確化、最良な事例の特定、及び環境十全性の向上や効率性の向上、国際競争力への懸念の低下に向けた新たな政策的協調の可能性の探求のため、議論を行った。

また参加者は、国際的に移転される緩和の成果(ITMOs)や国連が主導するクレジットを各国の目標達成に活用できることを規定したパリ協定第6条についても議論を行い、炭素市場を活用する際に、環境に配慮した費用対効果の高い緩和成果を得るために必要なガイドライン・規則・手順・最良な事例の UNFCCC における策定プロセスに対して、本プラットフォームがどのように支援又は補完できるかについて議論を行った。

これらの議論を通じて、炭素市場プラットフォームが政治的推進力となり、究極的には、各国の方針や状況を考慮しつつ、確固とした持続可能な炭素市場の開発を世界的に支援できることが強調された。また、政治的推進力を発揮し続けるためには局長級の政策立案者による継続的な対話が不可欠であり、このような対話は専門家レベル

での準備作業により支えられるべきであることが強調された。

これらを踏まえ、第2回戦略対話は、イタリアとドイツが共同議長となり、2017年にイタリアで開催され、各参加国の気候変動戦略における多様なアプローチを包含しつつ、均衡のとれた参加を確保する予定である。

第1回戦略対話の概要は、マラケシュ(モロッコ)で開催されるCOP22のサイドイベントで紹介する予定である。

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局地球環境連携室長 松村

担当者: 伊藤、荒木

電話: 03-3501-1511(内線 3527~30)

03-3501-1757(直通)

03-3501-7697(FAX)